

令和5年12月発行 山形市認定農業者情報誌 166号

現在の山形市の認定農業者数：388名（令和5年11月）

# えいおうキング

発行》山形市農業振興協議会

＜問い合わせ先＞

農政課 就農・経営支援係

TEL 641-1212 内線 430

## 山形市新春農業講演会のお知らせ

将来の農業に明るい展望を見出し、新たな視点にたった農業経営の発想の醸成に寄与するため、有識者による講演会を開催します。

1. 講師 株式会社 林農産（石川県野々市市）  
代表取締役社長 林 浩陽（はやし こうよう）氏

### －講師プロフィール－

昭和35年、石川県生まれ。金沢美大を卒業後、本田技研のデザイナーを経て、昭和58年に父の後を継ぎUターン就農。昭和63年、有限会社林農産を設立。以来、経営に積極的にパソコンを導入し、若手経営者達と勉強会を立ち上げるなど、地域をリードする大規模経営を展開。平成4年に農林水産祭農産部門天皇杯を受賞。

現在は、約48haの農地で、水稻、大豆に餅や味噌等の加工品の販売も行っている。また、「食と命の大切さを伝える」ことが自分の使命であるとの考えから、幼稚園児、小学生を対象とした稲作体験教室や、食育に関する講演にも力を注いでいます。

最近では、農チューバーとして活躍中です。



2. 開催日 令和6年1月25日（木）午後1時30分～午後3時30分
3. 場所 山形市東古館145番地  
「山形市農業研修センター」（協同の杜の南側に隣接）
4. 演題 「23世紀型お笑い系百姓の挑戦  
～炎上を乗り越えろ！農チューバーの挑戦～」
5. 参加費等 入場無料、申込み不要（無料駐車場あります）
6. 主催 山形市、山形市農業振興協議会、  
一般社団法人山形市農業振興公社、山形市農業研修センター
7. 後援 山形市農業委員会、山形市農業協同組合、山形農業協同組合、  
山形市認定農業者連絡協議会、山形市青年農業士会

【お問合せ】 農政課 農政企画係 電話 023-641-1212 内線 437  
(一社) 山形市農業振興公社 電話 023-644-1622

## 農業用ビニールハウスの雪害対策について

近年、雪による農業用ビニールハウスへの破損被害が見受けられます。  
被害予防の一環として、農業用ビニールハウスの点検を行いましょ。

### 【チェック項目】

①	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか確認する。
②	基礎部、接続部分、柱等に腐食・サビがないか確認する。
③	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外す。
④	最新の気象情報、警報、注意報をチェックし、降雪に備える。
⑤	暖房設備のあるハウスについては、融雪のため暖房を活用できるよう準備しておく。(燃料・動作確認等)

### 【事後対策】

①	積雪等による被害を確認し、壊れた箇所があった場合は、自分でできる応急処置をおこない、できない部分は業者に修理を依頼する。
②	ハウス屋根の谷間は、雪が融けにくいいため、雪のたまっている部分に水をかけるなどして除雪する。

☆作業中及び見回り時には、事故に遭わないよう十分に注意し、安全確認の上、圃場や施設の管理を行うようにしてください。

やまがた農業支援センターからお知らせです

## 農地の貸し借りの制度の

## 農地中間管理事業 をご活用ください



## 出し手農家のメリット

- \* 公的機関が農地を預かるので安心です
- \* 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- \* 賃料は確実に機構から振込まれます

## 受け手農家のメリット

- \* 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- \* 口座振替で賃料の支払いが便利です

## 農地中間管理事業の手数料について

## ◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を差し引いて支払いいたします	0.75%	・農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家、受け手農家、それぞれの利用者から、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となる訳ではありません ★実際の納付は令和7年11月から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして納入いただきます	年間賃料が1万円の場合 手数料は75円	

## ◎手数料納付のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合の例)



詳しくは やまがた農業支援センター (023-631-0697) 又はセンターのホームページをご覧ください